

ご契約前の供給条件のご説明（高圧・特別高圧） （契約前重要説明事項）

この書面は、小売電気事業者である当社が、電気事業法第2条の13第1項および第2項の規定に従い、本「ご契約に関わる重要事項（高圧・特別高圧）」を交付の上、当社がお客さまと電気需給契約を締結・継続するにあたって重要な事項を説明するものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解いただきますようお願い致します。ただし、この書面に記載の電気料金その他の供給条件は、電気需給契約書（以下「本需給契約」といいます。）および電気需給約款（以下「本約款」といいます。）に基づきます。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、その他詳細事項等は、本需給契約および本約款をご参照ください。

1. ご契約について

(1) 申込方法

電気需給（新電力）契約申込書により申込んでいただきます。

(2) 契約期間・更新

本需給契約を締結したときから、本需給契約に定める需給開始日から1年が経過するまでとし、契約期間満了日の3ヶ月前に先立って、お客さままたは当社から別段の意思表示がない限り、同一条件で1年間継続し、以後も同様とします。

(3) 需給開始日

本需給契約に定める需給開始日とします。

(4) 契約電力

- ① 特別高圧電力で電気の供給を受けるお客さま、および高圧電力で電気の供給を受けるお客さまのうち契約電力が500キロワット以上のお客さまは、お客さまと当社との協議によって定めます。
- ② 高圧電力で電気の供給を受けるお客さまのうち契約電力500キロワット未満のお客さまは、原則として、その1月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のいずれか大きい値とします。詳細は、本約款18(2)をご参照ください。
- ③ 自家発補給電力で電気の供給を受けるお客さまは、同一の需要場所において供給を受ける特別高圧電力または高圧電力の契約電力に準じて定めた値に、原則としてお客さまの発電設備の容量を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と本件一般送配電事業者（お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者をいい、以下同様とします。）との協議により定めた値を加えた、本需給契約に定める値とします。
- ④ 予備電力で電気の供給を受けるお客さまは、同一の需要場所において供給を受ける特別高圧電力または高圧電力の値とし、本需給契約に定める値とします。
- ⑤ 臨時電力で電気の供給を受けるお客さまは、特別高圧電力または高圧電力の値に準じて定めるものとし、本需給契約に定める値とします。

(5) 供給電圧・周波数

<供給電圧>

本需給契約に基づく標準電圧（特別高圧20,000ボルト以上、高圧6,000ボルト）とします。

<周波数>

需要場所ごとに以下のとおりとなります。

【北海道エリア、東北エリア、東京エリア】

50Hz（ただし、新潟県佐渡市、妙高市及び糸魚川市ならびに群馬県の一部は60Hz）

【中部エリア、北陸エリア、関西エリア、中国エリア、四国エリア、九州エリア、沖縄エリア】
60Hz（ただし、長野県の一部は50Hz）

(6) 電気料金およびその算出方法

毎月の電気料金は、(i)特別高圧電力、(ii)高圧電力、(iii)予備電力、(iv)自家発補給電力、および(v)臨時電力について算定した料金の合計金額に、再生可能エネルギー発電促進賦課金（以下「再エネ賦課金」といいます。）の金額を加えたものになります。(i)から(v)の料金は、それぞれ、「基本料金（力率による割引または割増後のものとなります。）」と「従量料金（燃料費調整額を含みます。）」の合計額となります。(i)から(iv)の料金に関する単価は、本需給契約の記載を、臨時電力については、本約款 21.(3)および以下の記載をご参照ください。

① 料金は、基本料金および従量料金の合計といたします。

A) 基本料金

基本料金は、契約種別に応じ、本需給契約書に記載の基本料金単価に契約電力を乗じた金額といたします。但し、(C)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。なお、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

B) 従量料金

従量料金は、契約種別に応じ、本需給契約書に記載の従量料金単価に当該従量単価区分に該当する使用量に乗じた金額の合計とし、その1月の使用電力量によって算定します。

C) 力率割引および割増し

イ 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100パーセントとします。）といたします。この場合の平均力率は、本約款別表2（平均力率の算定式）により算定いたします。

ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

② 自家発補給電力

自家発補給電力料金は、基本料金および従量料金の合計といたします。なお、自家発補給電力の使用確認および使用電力量の決定等については、本約款別表3（自家発補給電力の使用および計量）に定める方法で行うことといたします。

A) 基本料金

自家発補給電力の基本料金単価は本需給契約書に記載の通りとし、基本料金の計算方法については①(A)の本文に準じます。但し、①(C)に準じて力率割引および割増しをいたします。

なお、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、所轄の旧一般電気事業者の算出方法に準じるものとします。但し、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上

回らないときは、その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。

B) 従量料金

定期検査または定期補修の場合、またはそれ以外の場合であっても、自家発補給電力の従量料金は、その1月の使用電力量により、本需給契約書記載の自家発補給電力の従量料金単価にて①(B)に準じて算定いたします。

③ 予備電力

予備電力の料金は、基本料金および従量料金の合計といたします。

A) 基本料金

予備電力の基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、本需給契約書に記載された基本料金単価を基準として①(A)に準じて算定した金額といたします。

なお、予備電力の基本料金は、力率割引および割増しはいたしません。また、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

B) 従量料金

予備電力の従量料金は、その1月の使用電力量によって算定し、常時供給分の料金を適用し、常時供給分と合わせて算定いたします。

④ 臨時電力

料金は、基本料金および従量料金の合計といたします。

A) 基本料金

基本料金は、本約款21（臨時電力）に記載の通りといたします。

B) 従量料金

従量料金は、本約款 21（臨時電力）に記載の通りとし、その1月の使用電力量によって算定します。

⑤ 燃料費等調整

A) 燃料費等調整額の算定

料金は、本約款15（料金）(3)の規定にかかわらず、本約款15（料金）(3)の規定によって算定された金額に、燃料費調整額、市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって算定された燃料費等調整額を加算または減算するものといたします。

B) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

- C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格
 $\alpha = 0.0406$
 $\beta = 0.0982$
 $\gamma = 1.2015$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格75,400円を下回る場合
燃料費調整単価 = (75,400円 - 平均燃料価格) × ハの基準単価 / 1,000
 (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格75,400円を上回る場合
燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 75,400円) × ハの基準単価 / 1,000

ハ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	20銭5厘
	特別高圧で供給を受ける場合	20銭0厘

二 燃料調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し適用します。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は (E) のとおりとします。

ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

なお、ロ (a) の場合は、燃料費調整額を差し引くものとし、ロ (b) の場合は、燃料費調整額を加えるものといたします。

C) 市場価格調整費額の算定

イ 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、中国電力ネットワーク株式会社エリアの電力市場価格にもとづき次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間における 8時から16時に対応する電力市場価格の平均値

x = 0.1316

y = 0.8684

なお、各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間における 8時から16時に対応する電力市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 市場価格調整単価

1 キロワット時当たりの市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下 第 1 位で四捨五入いたします。

(a) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が20円81銭を下回る場合

市場価格調整単価 = (20円81銭 - 平均市場価格) × ハの調整係数

(b) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が20円81銭を上回る場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 20円81銭) × ハの調整係数

ハ 調整係数

調整係数は、次のとおりといたします。

高圧で供給を受ける場合	20銭5厘
特別高圧で供給を受ける場合	20銭0厘

二 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(E) のとおりといたします。

ホ 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

なお、ロ (a) の場合は、市場価格調整額を差し引くものとし、ロ (b) の場合は、市場価格調整額を加えるものといたします。

D) 離島ユニバーサルサービス調整単価

イ 離島平均燃料価格

中国電力ネットワーク株式会社の託送約款等に定めるところにより、算定された値といたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

中国電力ネットワーク株式会社の託送約款等に定めるところにより、従量制供給の場合の離島基準単価に基づき算定された値といたします。

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

中国電力ネットワーク株式会社の託送約款等に定めるところにより、各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(E) のとおりといたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定するものとし、託送約款等に定めるところにより、差引きまたは加えるものいたします。

E) 適用期間

各平均燃料価格、平均市場価格および離島平均燃料価格の算定期間に対応する燃料費調整単価、市場価格調整単価の適用期間は次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月分の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月分の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月分の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月分の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月分の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月分の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月分の料金に係る計量期間等

F) 燃料費調整単価の通知

当社は上記 (A) の燃料費等調整単価を当該「1 月」の電気料金計算書にて、お客さまに通知するものとします。

(7) 供給電力および供給電力量の計測方法ならびに料金調定の方法

使用電力量は、本件一般送配電事業者が設置する記録型計量器により計量いたします。ただし、本件一般送配電事業者の計量器の故障等により計量値が正しく得られなかった場合、お客さまと当社による協議を踏まえ、当社と本件一般送配電事業者との協議により決定した値とします。料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とします。ただし、①電気の供給を開始、再開もしくは停止した月、②電気需給契約を終了した月または③契約電力等の変更により料金に変更があった場合は、基本料金を日割計算いたします。

(8) 料金等の支払い方法

- (1) 料金については毎月、その他についてはその都度、本需給契約に定める方法により、料金等を支払うものとします。
- (2) 本需給契約に定める料金等の支払のための金融機関において期日までに支払がなされなかった場合には、
 - イ 当社が指定する金融機関にお振込みいただき、振込手数料はお客さまのご負担となります。
 - ロ 当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて(3)に定める延滞利息を申し受けます。
- (3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から消費税等相当額を差し引いた金額に年 14.6 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定して得た金額といたします。なお、消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。
- (4) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

2. 契約の変更または終了・解除

(1) お客さまからの申出による契約の変更または終了

<契約の変更>

原則として、契約期間中の変更はできません。ただし、やむを得ない場合は、当社と協議のうえ、新しい契約内容に変更できます。

お客さまが契約電力を新たに設定もしくは契約電力を増加した後に、契約電力を減少しようとする場合において、当社が本件一般送配電事業者から料金の精算を求められた場合、またはお客さまが電気の使用を開始され、その後契約電力を変更する場合に、当社が本件一般送配電事業者から工事費の精算を求められた場合、原則としてお客さまよりその精算金を申し受けます。

<契約の終了>

契約の終了を希望される場合は、原則として、あらかじめ終了期日を定めて、3 ヶ月前までに当社に書面でその旨を通知していただきます。

お客さまが当社との契約期間満了以前に当社との契約を終了される場合には、違約金として供給開始日から解約申入れの直前の検針日までの電気料金の合計を供給開始日から当該検針日ま

での合計日数で除した金額に、解約日から契約期間満了日までの日数及び 10 パーセントを乗じた金額（1 円未満の端数は切り捨てとします。）をお客さまより申し受けます。

また、お客さまが契約電力を新たに設定もしくは契約電力を増加した後に、本需給契約を終了しようとする場合において、当社が本件一般送配電事業者から料金の精算を求められた場合、またはお客さまが電気の使用を開始され、その後本需給契約を終了する場合に、当社が本件一般送配電事業者から工事費の精算を求められた場合、原則としてお客さまよりその精算金を申し受けます。

(2) 当社からの契約の解除

お客さまが以下のいずれかに該当する場合、当社は、本需給契約を解除することがあります。この場合、当社は、解除日の 15 日前までにその旨および解除日を明示してお客さまにお知らせいたします。詳細は、本約款 39、51、60 および 61 をご参照ください。

- ① 電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき
- ② 料金の支払期日を 20 日経過してなお支払われないときおよび本需給契約の条項に違反したとき
- ③ 他の本需給契約（既に終了しているものを含みます）の料金を支払期日を 20 日経過してなお支払われないとき
- ④ 差押もしくは競売または滞納処分を受けたとき
- ⑤ 破産、民事再生その他の法的整理手続の申し立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続の申し立てをなしたとき
- ⑥ お客さまが、反社会的勢力との取引排除についての表明保証に反していることが判明したときおよび脅迫的な言動等反社会的行為を行ったとき

3. 違約金

お客さまが当社の供給する電力を不正に使用（本約款 39（供給の停止）(2)ロに該当）し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

免れた金額は、本需給契約、本約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額とします。

また、不正に使用した期間が確認できないときは、6 月以内で本件一般送配電事業者が決定した期間といたします。

4. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社および本件一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ 修理可能の場合

修理費

ロ 亡失または修理不可能の場合

帳簿価格と取替工事との合計額

5. 電気の供給に関してお客さまにお守りいただく事項等

お客さまは、電気工作物等に支障がありまたは支障が生じるおそれがある場合等のご連絡、必要がある場合の立入業務、施設場所の無償提供、電気工作物の無償使用、計量器等の取り付け場所の無償提供、お客さまが施設した設備の無償使用、調査、保安などにご協力いただく必要がございます。詳細は、本約款 5、6.(2)、30、32.~38、54.(3)および 56.をご参照下さい。

6. 工事費の負担

電気の供給開始や契約電力の増加にあたってまたはお客さまの都合による契約電力等の変更などのお客さまの都合に基づく事情により、本件一般送配電事業者から接続供給契約に基づいて設備の施設にかかわる工事費の負担を求められた場合、当社はお客さまからその負担金を申し受けます。

7. 給電指令の際の措置および制限中止割引

(1) 次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者により、お客さまに給電指令が行われ、お客さまの電気の使用が中止され、またはお客さまに電気の使用を制限されることがあります。但し、緊急やむを得ない場合は、本件一般送配電事業者により、給電指令が行われることなく、お客さまの電気の使用を制限し、または中止されることがあります。

イ 本件一般送配電事業者が維持および運用する電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ロ 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合

ハ 系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわらず、原子力発電または水力発電を抑制する必要が生じた場合

ニ 非常変災の場合

ホ その他需給上または保安上必要がある場合

(2) (1)イ、ロまたはニにより、お客さまの電気の使用が制限され、または中止された場合には、基本料金に力率割引または力率割増を適用した後の金額に、次の割引（以下「制限中止割引」といいます。）をお客さまに対して実施します。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は除きます。

イ 契約電力が 500 キロワット未満のお客さま

その 1 月の間の制限され、または中止された延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントの割引とします。なお、当該日数は本件一般送配電事業者が算定し、当社に通知されます。

※延べ日数は、1 日のうち延べ 1 時間以上電気の使用が制限され、または中止された日を 1 日として算定されます。

ロ 契約電力が 500 キロワット以上自家発補給電力のお客さま

その 1 月の間の制限され、または中止された延べ時間数 1 時間ごとに 0.2 パーセントの割引とします。なお、当該延べ時間は本件一般送配電事業者が算定し、当社に通知されます。

※延べ時間は、1 回 10 分以上電気の使用が制限され、または中止された時間の延べ時間として算定され、1 時間未満の端数が生じた場合は、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨てとします。

(3) (2)に定める延べ日数または延べ時間を算定する場合、本件一般送配電事業者が、お客さまに対して、3 日前までに通知して、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上、当該電気の使用の制限または中止を行った場合には、1 月につき 1 日に限って計算に入れません。この場合の 1

月につき1日とは、料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間とします。

- (4) 自家発補給電力、予備電力または臨時電力の使用が制限され、または中止された場合には、(2)に準じて制限中止割引を行い料金を算定します。
- (5) 制限中止割引は、当該制限または中止のあった期間に係る請求金額に適用いたします。但し、(2)イおよびロに定める本件一般送配電事業者から当社への通知（以下「本件通知」といいます。）が、当該制限または中止のあった期間に係る請求を当社がお客様に通知する月（以下「本来割引適用月」といいます。）の4営業日目までになされなかった場合には、当社が当該本件一般送配電事業者からの通知を受領した月に係る請求金額に適用いたします（この場合、当該通知を受領した月に本件通知に記載された電気の使用が制限され、または中止があったとみなして制限中止割引を算定します。そのため、本来割引適用月で算定される割引額と差異があることにつき予めご了承ください。）

8. 本約款等の変更

- (1) 当社は、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容及びその効力発生時期を当社が適切と考える方法によりお客さまに周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。
- (2) 本約款その他本需給契約の条件（以下「本約款等」といいます。）の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、供給条件に関する契約変更前及び契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。なお、お客さまが、本約款の変更に伴い、契約変更後の供給条件に関する書面の交付を希望される場合には、当社お問い合わせ先まであらかじめその旨を要求していただくものとします。
 - ① 供給条件の説明および供給条件に関する契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と考える方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 供給条件に関する契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と考える方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
 - ③ 上記にかかわらず、本約款等の変更が、法令の制定または改廃に伴い必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および供給条件に関する契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび供給条件に関する契約変更後の書面交付をしないこととします。

9. その他

当社と電気需給契約を締結される場合、お申込み前にご利用されていた小売電気事業者または取次店（以下「旧事業者」といいます。）との間で締結された小売供給契約が解除され、その内容に、違約金等の解約に関わるお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、上記違約金等を請求される場合があります。旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス等については、当社へのお申込みによる供給事業者の変更を以て失効またはご利用停止となる場合があります。詳細については、旧事業者にご確認ください。

10. 小売電気事業者の名称等・お申込みに関する苦情及び問い合わせ窓口
- 名 称：株式会社美作国電力（登録電気事業者登録番号 A0567）
- 住 所：〒708-8505 岡山県津山市上河原 209 番地 4
- e-mail：info@mimaden.jp
- 電話番号：0868-24-5577
- 受付時間：9：00～18：00 （年末年始、土日、祝日を除く平日のみ）

以上